

令和7年教育委員会第10回臨時会会議録

開会日時 令和7年10月3日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時18分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子

同職務代理者 井口信二

委員 久保洋子

委員 壱内明

委員 谷部憲子

委員 田中健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 顕	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄

書記 ・教育企画係長 木村 圭佑

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 井口信二 委員 久保洋子

以上の委員3名を指定する。

○教育長 おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第10回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、井口委員と久保委員にお願いをいたします。

まず、本日傍聴の申し出はございませんけれども、議案第77号及び第78号につきましては、議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第77号及び第78号につきましては非公開といたします。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が2件でございます。

初めに、議案第77号「葛飾区立東金町小学校増築工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは、議案第77号「葛飾区立東金町小学校増築工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、本案を提出いたします。別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに1枚おめくりいただき、右上に参考と記載している資料をご覧ください。

まず1の「工事の目的」でございますけれども、東金町小学校について、校舎の改築以降児童数が急激に増加しており、今後普通教室が不足する見込みであるため、普通教室の増築工事等を行うものでございます。

2の「契約の概要」でございますけれども、(1)の工事件名は、葛飾区立東金町小学校増築工事でございます。(2)の工事箇所は、葛飾区東金町一丁目33番1号。(3)の契約の方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。(4)の予定価格は、6億6,755万7,000円に対しまして、(5)の契約金額は、6億6,643万5,000円でございます。(6)の契約の相手方は、東京都葛飾区堀切四丁目の、株式会社大徳工務店でございます。

(7)の工期は、契約締結の日の翌日から令和9年6月30日まででございます。3の「工事の概要」は、記載のとおりでございます。

次ページをご覧ください。4の「参考資料」として、案内図を別紙1のとおり、配置図を別紙2のとおりそれぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

井口委員、お願いいたします。

○井口委員 新しい校舎の中に図工室があるのですけれども、現存する校舎の中にも図工室があると思いますが、今回増築するのは第2図工室というような扱いになるのでしょうか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 現在の校舎の中にも図工室がございまして、追加して設置するというところでございます。

○井口委員 扱いとしては第1図工室、第2図工室ということでしょうか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 そのような扱いでございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 そうすると、音楽室なども同じようになると考えられると思うのですが。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 音楽室については、現在の活用の中で充分であるという認識のため、増築に至っていないということでございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 特別教室は他にもいろいろあると思うのですが、学校側から特に図工室が必要だという声があったのでしょうか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 図工室については特に需要が多かったため、増築が必要となった認識でございます。

○教育長 これは、図工室を増築校舎に移して、今の図工室を多目的室として活用するということではなく、図工室だけ2つ必要だということでしょうか。

学校施設課長。

○学校施設課長 学校において、設置数の条件だと思いますけれども、図工室の面積が十分でないというところから設置するものであります。

○井口委員 図工については低学年においては教室で実施し、高学年になると図工室で実施すると思うのですが。音楽や理科などは特別教室が必要ですけれども。

○学校施設課長 改めて確認はさせていただきます。

○教育長 教育次長。

○教育次長 今ご指摘いただいた点並びに特別教室の転用の可能性の件も含めて確認をさせていただき、後ほど報告させていただければと思います。申し訳ございません。

○井口委員 ありがとうございます。

○教育長 他にはいかがでしょうか。

久保委員、お願ひいたします。

○久保委員 以前にも学校建て替えの話のときにお伺いしていることですけれども、公共施設として使っていく現状があるということで、検討していただきたいという話をしましたが、今回は金町駅周辺のまちづくりが進む中で人口の増加が予想されるわけですね。今後の学校建て替えにおいて、教育委員会以外での庁内でどのように検討されているのか、今の段階で分かることがあれば教えていただきたいです。具体的には、新しい校舎が出来た時に見学をさせていただきましたけれども、地域によっては地域交流センターとか、もちろん防災倉庫もありますし、学童やわくチャレなど様々な地域の方が入るような施設も当然含まれています。実際に学校が動き出したとき、災害時の対応や管理も含めて庁内で様々な調整が必要になると思います。ハード・ソフト合わせて庁内での検討がどのくらい進んでいるのか分かる範囲で教えていただければと思います。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 学校の改築につきましては、一昨年度に次期改築校を選定させていただいて、改築を進めていくところでございますが、その時は再開発に伴い新小岩地域、立石地域の人口が増えることを想定しまして、学区域の変更では対応できないところを老朽化と合わせて新たな改築校として進めているところです。他の公共施設の再編も当然考えているところでございまして、施設部や地域振興部などとの建設前の庁内の会議などもございますので、そういったところで方針を示す中で地域の意見などもいただいているところなので、そういうしたものも含めて検討を進めているところとなります。

○久保委員 常に順繰りに建て替えが進んでいるところだと思いますが、地域によっては確実に児童数が増えるところなのか、これは存続が大丈夫なのかというところもあって、現実には統廃合が行われているわけですね。ですので、一律にやるのではなく、その地域の特性や動向も踏まえて長いスパンで見ていかないと公共施設がうまく回らなくなって、増築したり単一のクラスになってしまうこともありますので、地域に開かれた形で学校が活用されるようなことも検討していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育長 改築懇談会では地域の皆様のご意見を伺いながら、庁内でも他の施設との合築については施設部が所管で進めているところではございますけれども、地域のニーズをまた反映できるように進めていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○久保委員 はい。

○教育長 他にはいかがでしょうか。

壺内委員。

○壇内委員 久保委員からお話をありましたように、共生社会ということで、これからの中学校建築を考える際に、児童数の増減を踏まえ、年齢に関係なく公共施設として使えるような見通しを持ちながら増築・改築を含めてよろしくお願ひしたいなと思います。

○教育長 ご要望ということでおよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。特別教室の件はございますけれども、この議案そのものについてはよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第77号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第77号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第78号「葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事請負契約の変更に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、議案第78号「葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事請負契約の変更に関する意見聴取」につきまして、ご説明をいたします。

提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、本案を提出いたします。別添の契約変更案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに1枚おめくりいただき、右上に参考と記載している資料をご覧ください。

まず1の「契約変更の理由」でございますけれども、葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事請負契約において、事前調査では判明しなかった箇所に石綿含有建材を使用していたことが判明したため、その除去工事が必要となったことから契約金額及び工期を変更するものでございます。

2の「概要」でございます。(1)の工事件名は、葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事でございます。(2)の契約相手方は、株式会社前田産業東京支店でございます。3の「変更内容」でございます。(1)の変更前契約金額及び工期については、金額が1億3,310万円、工期が契約締結日の翌日から令和8年3月13日まででございます。(2)の変更後契約金額及び工期については、金額が1億6,958万7,000万円、工期が契約締結日の翌日から令和8年5月29日まででございます。

4の「参考資料」としましては、案内図を別紙1のとおり、配置図を別紙2のとおりそれぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。事前調査では判明しなかったところということですけれども、その時点で分かっていればよかったです、事前調査を詳しくやるために費用をかけることは合理的ではないと思います。これから解体工事や新校舎建設工事がある中、様々な要因で工事がうまくいかないことがあると思いますが、そういった際にリスクヘッジをどのようにしていただけなのか、分かる範囲で教えていただけますか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 今回のアスベストの件についてですが、体育館の屋根のところに見つかったというところで、検査が不可能なわけではないのですが、屋根をはがす必要が出てくるため、万が一を考えると学校教育運営中に実施することは難しい、控えたほうがよいというところです。事前にお金を積んでおくことは大事だと思いますが、発見されたときに必要な経費を補正予算で要求し適切に対応させていただいているところでございます。

○田中委員 予備費を確保しておくというよりは、その都度補正予算要求の手続きをしていくということで、理解しました。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第78号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第78号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等2件を終わります。

以上で本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で令和7年教育委員会第10回臨時会を閉会といたします。ありがとうございます。

閉会時刻 10時18分